加工食品の現地輸入規則 およびその他留意事項について (ロシア)

2016年3月 日本貿易振興機構(ジェトロ) 貿易投資相談課 モスクワ事務所

目 次

I.	ロシア連邦における加工食品の輸入手続きと規則	1
1.	・ 輸入食品のロシア側での輸入通関手続きに必要とされる主な書類	1
2.	表示に関する規制	3
3.	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4.	食品添加物に関する食品輸入制限	4
5.	. 残留農薬に関する食品輸入制限	4
II.	日本国内で必要な輸出手続き	6
1.		6
2.	原子力発電所事故に伴う規制	6
III.	. 関税・VAT・その他の税	7
1.	. 関税	7
2.	. 付加価値税 (VAT)	7
3.	. 物品税	7
4.		7
IV.	その他の留意事項と関連情報	8
V.	問い合わせ先	9
VT	朋 区注合	1 / \

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)のモスクワ事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構(ジェトロ)の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

I. ロシア連邦における加工食品の輸入手続きと規則

ロシアの食品輸入規制法令は多岐にわたるが、重要な連邦法は2015年7月13日付で修 正済みの第29号-FZ「食品の品質と安全性について」と2016年7月4日付加筆修正済み の第52号-FZ「国民の衛生・疫学面での厚生について」の2つである。

加工食品の大半は、自由にロシア連邦に輸入できることができる。ただし、乳児や妊婦、 運動選手向けの食品を輸入する場合、ロシア連邦での輸入実績がまったくない場合で以下 URL の連邦消費者保護・福利厚生監督局ロシア消費者庁(Rospotrebnadzor)が定める商品 リスト記載の品目で事前登録が義務付けられているものを除く。

http://58.rospotrebnadzor.ru/directions/souz/perechen

ロシア連邦に輸入される加工食品の大半は税関において輸入業者または通関業者(税関で輸入業者に代わり輸入商品の申告を行う)によって輸入申告が行われる。

- 1. 輸入食品のロシア側での輸入通関手続きに必要とされる主な書類 ロシア連邦での輸入通関の際に必要な書類は次のとおり。
- a. 外国貿易取引契約書(認証された写しを2部添付)
- b. 商品に関する詳細な情報(商品説明書、内容量、個数などの員数情報)および輸入 規制に関連した適合証明書、輸入元、荷送人/荷受人、税関コード、関税評価額、 原産地、輸送方法に関する情報を含む貨物税関申告書(CCD)
- c. 契約価格明細書、輸送保険料、輸送費を含む関税評価額の申告書
- d. 貨物とともに送付されたインボイス、保険証券、ならびに船荷証券や鉄道貨物受取 証、自動車輸送引換証(CMR)または類似の国際貨物輸送書類を含む商用書類
- e. 梱包明細書(原本)
- f. 原産地の公的機関より発給された輸入商品の品質基準に対する TRCU 適合証明書(原本または認証された写し)
- g. 特恵関税率(開発途上国あるいは後発開発途上国から輸入された製品へは、標準税率に対して50%の減免が適用される)適用に必要となる原産地証明書(原本および認証された写し)

- h. ロシア保健省監督局 (Roszdravnadzor) が定める安全基準に準拠していることを示す衛生・疫学証明書
- i. 外国為替取引パスポート(輸入取引証明書)に加え、外国通貨での国境を越えた支払いを監視する当地の外為管理規制に従い、輸入業者の取引銀行が発行する認証済み証明書の写し
- j. 関税の適正な支払いを証明する書類
- k. 輸入された製品の関税評価額について適切な申告を証明する書類
- 1. 輸入業者または通関業者(代理人)の登記書類の写し

ロシア連邦に輸入される加工食品はすべて、連邦法第 184-FZ「技術規制」 (2002 年 12 月 27 日付け) に基づき、輸入通関手続きの際、食品の品質および安全性のためのロシア 連邦の国内要件を満たしていることを示す適合証明書のロシア税関への呈示が求められる。

同証明書の入手に際しては、輸入業者は製品の特性、生産に用いられた原材料および技術、そして検査室分析に必要な個数分の製品サンプルを指定された認定機関に提出しなければならない。検査室分析の結果は、適合証明書の発給だけでなく、国内消費向けに輸入された加工食品の通関手続きの際に提出される衛生・疫学面での安全性を証明するためにも用いられる。

2. 表示に関する規制

現行のロシア法規制では、輸入食品の表示要件は、国家規格 GOST-R 第 51074-2003 号 「食品についての消費者向け情報に関する一般的要件」により規定され、すべての輸入食 品に以下の内容を明記したロシア語によるラベル表示が求められている。

- a. 製品の名称、原料、使用した香料、着色料、調味料、あるいは遺伝子組み換え作物 などの材料
- b. タンパク質またはアミノ酸濃度、油脂、炭水化物、ミネラルおよびビタミン、なら びにカロリー表示による製品の総合的な栄養価
- c. 原産地、商標/ブランド所有権者、生産業者(連絡先を含む)
- d. 製品の内容量または数量
- e. 製造日、貯蔵期限、貯蔵(環境)条件
- f. 製造技術または技術要件
- g. 必須または任意の証明書

加工食品のラベル表示に関する現行規制の詳しい説明は、ユーラシア経済委員会 (EAC) の技術規則に示されている (以下 URL にて閲覧可能、ロシア語)。

http://www.eurasiancommission.org/ru/act/texnreg/deptexreg/tr/Documents/TrTsPishevkaMarkirovka.pdf

(参考資料)

ジェトロ 「ロシアの食品輸入制度法令マニュアル (2009年9月)」 https://www.jetro.go.jp/world/qa/04J-110101.html

3. 輸入加工食品の包装に関する規則

食品の包装に関する現行のロシア法規制は、食品の包装に用いられるべき素材について、 次のような一般要件を定めている。

- a. 人体に安全であり、食品内部に浸透する可能性のある有害物質を含まない包装材料 であること
- b. あらゆる環境要因がもたらす悪影響から食品を頑強に保護すること
- c. 化学的に安定しており、食品および原材料と化学反応を起こさず、消費者の身体機能あるいは食品の味に変化を及ぼさないこと
- d. その使用によって生態系にもたらす悪影響が最小限であり、環境に優しいものであること
- e. 消費者が一覧してどのような食品たるかを判別できるラベル等での表示内容である こと、そしてその表示位置は消費者からみて、ごく自然な位置に貼られていること

加工食品の包装に関する現行規制の詳細は、ユーラシア経済委員会(EAC)の技術規則に示されている(以下 URL にて閲覧可能、ロシア語)

http://www.eurasiancommission.org/ru/act/texnreg/deptexreg/tr/Documents/TR%20TS% 20Upakovka.pdf

4. 食品添加物に関する食品輸入制限

ロシア連邦で輸入が認められている食品添加物の詳細一覧は、以下の URL にて閲覧が可能 (ロシア語) である。

http://www.eurasiancommission.org/ru/act/texnreg/depsanmer/sanmeri/Documents/ Гл. III%20 Р. 22. %20 Пищевые_добавки.pdf

5. 残留農薬に関する食品輸入制限

ロシア連邦に輸入される加工食品は、殺虫剤やその他の農業用有毒化学物質を含む、過剰な濃度(同国の食物の安全に関する規制が定める最大許容量を超える濃度)の残留農薬を含んではならない。

輸入食品の残留濃度レベルは、ロシア連邦の定める食品の品質と安全性の要件を満たしていることを示す TRCU 適合証明書の取得義務により輸出業者が提出した食品サンプルの検査室分析に基づき管理・監督される。

食品における残留農薬の最大許容濃度に関する詳細情報は、ユーラシア経済委員会(EAC)の技術規則に示されている(以下 URL にて閲覧可能、ロシア語)。

 $\underline{\text{http://www.eurasiancommission.org/ru/act/texnreg/depsanmer/sanmeri/Documents/Pes}}\\ \underline{\text{ticidaiChimiya.pdf}}$

II. 日本国内で必要な輸出手続き

1. 必要書類

日本からの加工食品の輸出を監督する行政当局は、ロシア連邦に輸入される加工食品について次の証明書類の発給が求められる。

・原産地(即ち、日本)の公的機関(TRCU 認証業務代行機関)が発給する TRCU 適合証明 書

2. 原子力発電所事故に伴う規制

連邦消費者保護・福利厚生監督局は2011年4月6日付で、日本の242社が生産する水産物および肉類の輸入を禁止している(ロシアへの輸出が禁止されている企業の一覧は以下URLにて閲覧可能)。

https://www.fsvps.ru/fsvps/importExport/japan/enterprises.html?productType=7&_la
nguage=en

これらの企業はいずれも、2011 年 3 月に原子力発電所事故が発生した福島第一原子力発電所の近隣県に所在するがそのうち、2015 年 7 月 16 日、青森県内の日本企業特定 23 社の水産物については、ロシアへの輸入禁止措置が解除されている(当該 23 社の一覧は以下 URLにて閲覧可能)。

https://www.fsvps.ru/fsvps/download/attachment/45363/fs-nv-8-11888.pdf

放射性物質検査証明書(放射性物質検査報告書を添付)が輸出県によっては、ロシアでサンプルの抜き打ち検査が実施されることがある。具体的な規制情報は、以下 URL の日本政府(農林水産省)のウェブサイトを参照。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

III. 関税・VAT・その他の税

1. 関税

現行のロシア法規制に従い、ロシア連邦での輸入加工食品に関税および手数料が徴収される。

輸入関税の額は輸入業者または申告者がロシアの税関で申告する輸入製品の関税評価額 (輸送費および保険料を含む)と、その真正を審査するロシア税関官吏が個別裁量により 特定する HS コード番号ごとの関税率により定まるのが一般的である。

※ロシアの輸入関税率(Tarrif)はジェトロ「世界各国の関税率(World Tariff)」及び、ユーラシア経済委員会サイト内、ユーラシア経済連合統一 Tarrif(ロシア語)で確認することができる。

https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

http://www.eurasiancommission.org/ru/act/trade/catr/ett/Pages/default.aspx

輸入食品に課せられる関税率は、HS コードに従ってそれぞれ食品の種類ごとに定められており、開発途上国あるいは後発開発途上国が原産地である場合は、標準の関税率ではなく、50%の減免税が適用される。

2. 付加価値税 (VAT)

VAT は、輸入製品の関税評価額(CIF 価格相当)に輸入関税を上乗せした総額を母数として、賦課される従価税が一般的である。

ロシア連邦での輸入食品に課せられる VAT には税率が 2 種類ある。 1 つは 18%の標準税率で、もう 1 つは砂糖や小麦粉、パスタおよびマカロニ製品、ベビーフードなど連邦政府当局が指定する社会的に重要な食品カテゴリーに対して適用される 10%の軽減税率である

3. 物品税

アルコール、アルコール飲料、たばこ等の奢侈品に物品税が課せられる。

4. 税関手数料

税関手数料は地方税であり、輸入通関申告手続きや、保税倉庫における貨物の一時保管、あるいは、輸入貨物・製品の最終目的地への保税転送に伴う税関職員の同行業務に関する手数料として賦課されている。

IV. その他の留意事項と関連情報

ロシア連邦における輸入製品の通関手続きは近年、輸入製品が運搬用車両により同国領内に搬送される場合は、通常は国境付近に設置された税関局の出先機関において実施されている。

尚、製品の最終仕向地販売・製造拠点を遠隔地に置く(税関のある国境付近から離れた場所に位置する)ロシアの輸入業者や申告者であって、予め電子輸入申告を行い、後日、遠隔通関手続きに特化した税関支所(支局)を通して、正式な輸入申告を行うケースもある。(電子通関手続きに関する詳細については次のウェブサイトを参照のこと、ロシア語)。

https://edata.customs.ru/FtsPersonalCabinetWeb/Services/About/Eps

その他の留意事項としては、連邦税関局が昨今、輸入製品に課せられる関税の国家による徴収管理の改善を目的として、通関手続きで輸入業者が1キログラムまたは1ユニット単位の概算で申告する輸入製品の最低関税評価額をロシアのHSコードごとに定めている。ロシア連邦税関局は内部審査を目的として、これを一覧表にしている。

V. 問い合わせ先

・ロシア連邦税関局 (ロシア連邦大使館内)

〒106-0041 東京都港区麻布台 2-1-1

駐日代表者名:Sukhorukov, Alexei Olegovich

 $\underline{\text{http://eng. customs. ru/index. php?option=com_content\&view=article\&id=67\&Itemid=184}}{\underline{3}}$

Tel: +81-3-3505-3450

Fax: +81-3-3505-0593, +81-3-3505-3450

E-mail: fcsofrussia.japan@gmail.com / customs@russia-emb.jp

・連邦消費者保護・福利厚生監督局 (Rospotrebnadzor)

http://www.rospotrebnadzor.ru/en/

・ユーラシア経済委員会(EEC)

http://www.eurasiancommission.org/en/Pages/default.aspx

VI. 関係法令

- ·2003年5月28日付連邦法第61-FZ号「関税基本法」
- ・1993 年 5 月 21 日付連邦法第 5001-I 号「関税率について」(最終閲覧日 2014 年 11 月 24 日)
- ・2001年11月30日付連邦政府決定第830号「ロシア連邦における関税率ならびに、外国 の経済活動に用いられる製品分類」
- ・2000年1月2日付連邦法第29-FZ号「食品の品質と安全性について」(最終閲覧日2015年7月13日)
- ・1999 年 3 月 30 日付連邦法第 52-FZ 号「国民の衛生・疫学面での厚生について」(最終閲覧日 2015 年 7 月 13 日)
- · 1998 年 7 月 31 日付連邦法第 146-FZ 号「国税基本法(第 1 部)」
- · 2000 年 8 月 5 日付連邦法第 117-FZ 号「連邦国税基本法(第 2 部)」(最終閲覧日 2015 年 9 月 15 日)
- ・2009 年 12 月 1 日付連邦政府決定第 982 号「義務的適合証明の対象となる統一商品一覧および適合申告の対象となる統一商品一覧の承認について」

加工食品の現地輸入規則およびその他留意事項について(ロシア)
2016 年 3 月作成

作成者 日本貿易振興機構(ジェトロ)お客様サポート部貿易投資相談課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5651
Copyright(C) 2017 JETRO. All rights reserved.